

第 1 号 議 案

平 成 2 7 年 度

亀 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

平成 2 7 年度亀岡市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 2 7 年度亀岡市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

3 4 7, 1 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 4, 3 1 7, 1 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継 続 費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

平成 2 7 年 6 月 8 日提出

亀岡市長 栗 山 正 隆

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		5,086,430	27,610	5,114,040
	2 国庫補助金	1,585,015	27,610	1,612,625
16 府支出金		2,575,021	87,404	2,662,425
	2 府補助金	1,094,892	87,404	1,182,296
20 繰越金		1,000	74,424	75,424
	1 繰越金	1,000	74,424	75,424
21 諸収入		244,315	8,362	252,677
	6 雑入	186,332	8,362	194,694
22 市債		4,267,500	149,300	4,416,800
	1 市債	4,267,500	149,300	4,416,800
歳 入 合 計		33,970,000	347,100	34,317,100

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 11,973,994	千円 87,404	千円 12,061,398
	1 社会福祉費	5,993,945	87,404	6,081,349
10 教育費		3,199,584	259,696	3,459,280
	2 小学校費	1,201,833	118,000	1,319,833
	3 中学校費	553,639	126,000	679,639
	6 保健体育費	73,305	15,696	89,001
歳 出 合 計		33,970,000	347,100	34,317,100

第2表 継 続 費

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
10 教育費	2 小学校費	学 校 施 設 整 備 事 業 (川 東 小 学 校)	千円 262,000	平成 27 年度	千円 117,000
				平成 28 年度	145,000
	3 中学校費	学 校 施 設 整 備 事 業 (高 田 中 学 校)	290,000	平成 27 年度	126,000
				平成 28 年度	164,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
資 源 化 推 進 業 務 委 託 経 費	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	千円 2 5 , 0 0 0

第4表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校施設整備事業	千円 311,400 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 384,600 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
中学校施設整備事業	218,000 〃	〃	〃	〃	294,100 〃	〃	〃	〃
計	4,267,500				4,416,800			